

山口県医師会禁煙宣言について

喫煙の健康影響と禁煙宣言の必要性

たばこは、日本人の疾病や死亡において最も重要な原因の一つであり、回避することが可能です。喫煙による健康被害は、国内外の多数の科学的知見により因果関係が確立しています。喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常等の原因となります。また、受動喫煙も、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群等の危険因子の一つとなります。

山口県においては、平成 29 年のがん死亡者数 4,772 人のうち、肺がんによる死亡者数は 890 人と、部位別では最も多く、喫煙との関係が知られている肺がん、心疾患、脳血管疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の年齢調整死亡率は全国値を上回っています。山口県の成人喫煙率（平成 27 年）は、男性 27.1%、女性 6.9%で、いまだ多くの県民が喫煙を行っています。

受動喫煙を防ぐため、たばこ対策を実施している施設は増加傾向にありますが、店舗、娯楽施設、職域などでの対策強化はまだ十分ではありません。本県の禁煙外来医療機関数は増加しているものの、その割合は全国的にみると低いのが現状です。

国では、健康増進法、健康日本 21、がん対策推進基本計画等により、山口県では、山口県たばこ対策ガイドライン（第 3 次）、健康やまぐち 21 計画（第 2 次）、山口県がん対策推進計画（第 3 期）等により、たばこ対策が推進されています。

このような状況を鑑み、県民の健康を守る専門職集団である山口県医師会は、より一層のたばこ対策と禁煙の推進に取り組む必要があります。

山口県医師会禁煙宣言

喫煙は、喫煙者本人の健康を害するのみならず、受動喫煙は非喫煙者に、そして、妊婦の喫煙は胎児に多大な健康影響を与えます。山口県医師会は、以下の宣言をもとに、たばこによる害のない社会の実現に向けて取り組みます。

1. 医師及び医療関係者は率先して禁煙を推進します。
2. 医療機関及び関連施設は敷地内禁煙を目指します。
3. 喫煙者に禁煙を推奨し、禁煙支援を行います。
4. 受動喫煙防止のため、公共的空間での禁煙を推進します。
5. たばこの害についての啓発活動を行います。
6. 関係団体等と連携し、たばこ対策を推進します。